



長野県告示第343号

平成27年3月31日専決処分した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部 守一

平成26年度長野県一般会計補正予算(第9号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	200,631,166	2,229,140	202,860,306
2 地方消費税清算金	52,200,000	268,912	52,468,912
3 地方譲与税	39,232,363	3,923,320	43,155,683
5 地方交付税	217,831,227	1,985,341	219,816,568
6 交通安全対策特別交付金	779,000	△ 77,159	701,841
7 分担金及び負担金	2,191,173	9,003	2,200,176
9 国庫支出金	108,071,698	421,325	108,493,023
12 繰入金	28,841,055	△ 2,466,367	26,374,688
14 諸収入	59,764,116	1,118,515	60,882,631
15 県債	117,096,267	△ 7,682,667	109,413,600
歳入合計	846,362,262	△ 270,637	846,091,625

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	44,661,799	△ 843,148	43,818,651
5 労働費	4,898,900	△ 3,437	4,895,463
7 農林水産業費	52,030,943	△ 46,864	51,984,079
9 土木費	101,992,348	2,185,252	104,177,600
10 警察費	43,130,647	△ 196,979	42,933,668
11 教育費	199,466,269	△ 953,990	198,512,279
12 災害復旧費	5,073,993	△ 411,471	4,662,522
歳出合計	846,362,262	△ 270,637	846,091,625

2 地方債補正

並行在来線整備事業費ほか20件 限度額 △ 7,682,667 千円

財政課

長野県告示第344号

平成27年7月10日成立した平成27年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部 守一

平成27年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	105,994,706	595,780	106,590,486
12 繰入金	17,560,637	147,952	17,708,589
13 繰越金	1	53,494	53,495
15 県債	106,051,000	84,000	106,135,000
歳入合計	869,487,510	881,226	870,368,736

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	35,487,878	15,633	35,503,511
3 民生費	112,289,038	73,972	112,363,010
4 衛生費	26,605,900	7,864	26,613,764
6 環境費	3,523,435	80,000	3,603,435
7 農林水産業費	48,338,634	537,938	48,876,572
8 商工費	76,111,020	37,925	76,148,945
10 警察費	43,002,185	3,804	43,005,989
11 教育費	199,212,695	124,090	199,336,785
歳出合計	869,487,510	881,226	870,368,736

2 債務負担行為補正

新県立4年制大学設立準備事業 限度額 6,760,620 千円

3 地方債補正

新県立4年制大学建設事業費 限度額 84,000 千円

財政課

長野県告示第345号

長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱(昭和50年長野県告示第455号)は、廃止します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

農村振興課

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月16日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 穂高明科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高4473番の11地先から 安曇野市穂高北穂高105番の3地先 まで	旧	m 7.0~21.3	km 0.3224
同 上		7.0~18.7	0.3432
安曇野市穂高4483番の3地先から 安曇野市穂高北穂高99番の1地先 まで	新	7.0~29.0	0.2414

長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年7月16日

長野県安曇野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 穂高明科線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高4845番の6地先から
安曇野市穂高北穂高97番の57地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年7月21日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日